

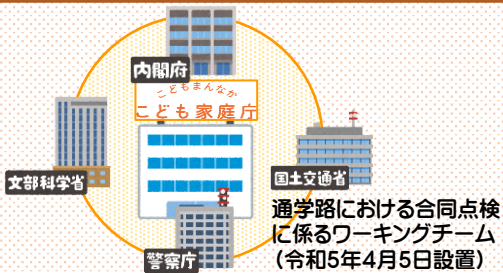
通学路等におけるこどもの安全対策 に関する取組について

令和6年4月5日

こどもまんなか
こども家庭庁

通学路等におけるこどもの安全対策に関する取組について

通学路における合同点検



千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、令和3年8月4日に決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」のうち、「**通学路における合同点検**」については、**ことば家庭庁が司令塔**となり、関係省庁と連携して対策を推進している。

安全計画に基づく交通安全指導



保育所等において、令和5年4月1日から、**安全計画**の策定が義務化され、児童の安全確保のために行うべき取組として、「**児童が交通安全について学ぶ機会を設けること**」などを例示し、**交通安全指導**等を推進している。

ICTを活用したこどもの見守り



保育所等において、**ICTを活用したこども見守りサービス** (GPSやBluetoothを活用したシステム等) などの安全対策に資する機器等を導入するための**経費の補助**を行っている。

<こどもの安心・安全対策支援パッケージ>
令和4年度補正予算額 234億円の内数
(令和5年度に繰越)

児童の園外活動時の見守り



保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者(いわゆる「**キッズ・ガード**」)が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、**道路を歩く際の体制・安全確認**等、現地での児童の行動把握等を行っている。

<保育体制強化事業>
令和5年度当初予算額 457億円の内数

放課後児童クラブ送迎支援



授業終了後の学校から放課後児童クラブへの移動時等に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による**児童への付き添い**や、**バス等による送迎**を行っている。

<子ども・子育て支援交付金>
令和5年度当初予算額 1,847億円の内数

送迎用バスの安全対策



送迎用バスの置き去り事案を繰り返さないため、**所在確認や安全装置の装備の義務付け**などを内容とする「**こどものバス送迎・安全徹底プラン**」に基づき、安全管理対策の徹底を図っている。

<こどもの安心・安全対策支援パッケージ>
令和4年度補正予算額 234億円の内数
(令和5年度に繰越)

送迎用バスに対する安全装置の装備状況等について

- 令和4年9月、静岡県牧之原市において、送迎用バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、同種事案の絶無を期すため、同年10月、政府として緊急対策をとりまとめた。
- 当該対策の一環として関係府省令等を改正し、令和5年4月1日から、送迎用バスに対する安全装置の装備を義務付けた。
(経過措置期間：～令和6年3月31日)



安全装置の装備状況について調査(昨年5月及び11月)等の結果、令和6年3月31日までに、**全ての送迎用バスに対する安全装置の装備を達成の見込み**である。

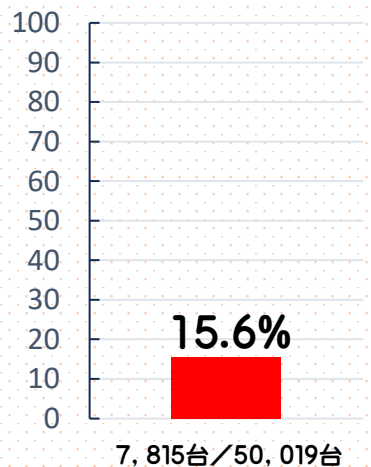
※ 送迎用バスとは、教育・保育施設等における通園等を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車をいう。

送迎用バスに対する安全装置の装備状況

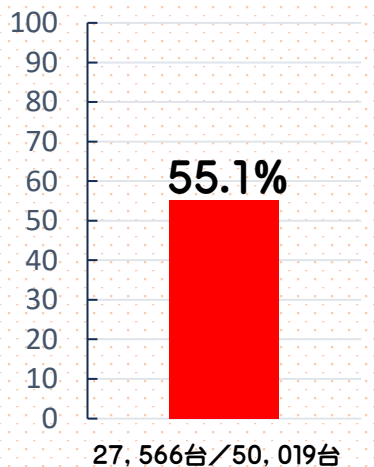
装備状況調査(第1回)

※基準日:令和5年5月15日

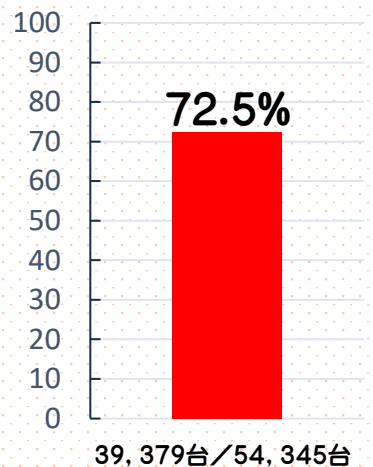
① 令和5年5月15日時点



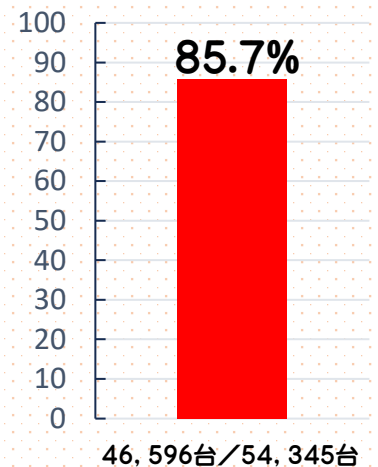
② 令和5年6月30日時点



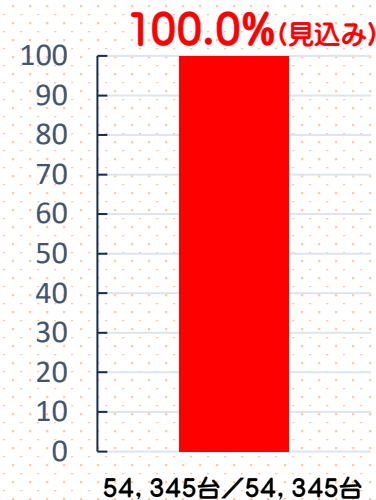
③ 令和5年10月31日時点



④ 令和5年12月31日時点



⑤ 令和6年3月31日時点



※ 本グラフにおける割合は、安全装置の装備が義務付けられた送迎用バスの台数を分母、安全装置の装備が完了(又は装備予定)した送迎用バスの台数を分子として算出している。

※ 保育所、幼稚園、認定こども園等、安全装置の装備が義務付けられた施設・事業所すべての総数である。

※ 調査実施日及び基準日により「①及び③は基準日時点で実際に装備が完了した送迎用バスの割合」、「②、④及び⑤は基準日時点で装備予定がある送迎用バスの割合」である。

※ 割合は小数点第二位を四捨五入したものである。(⑤については、調査結果の公表時、99.9%(2台が装備予定なし)としていたが、その後の聞き取りで当該2台が装備予定となったことを確認している。)